

学校いじめ防止基本方針

令和6年度版

八戸学院野辺地西高等学校

学校いじめ防止基本方針

八戸学院野辺地西高等学校

第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

八戸学院野辺地西高等学校は、確かな学力と豊かな人間性・社会性を身につけ、調和のとれた人格完成をめざし「正義 賢明 剛毅」の校訓を掲げ、時代の要請する有能な人材を育成に努めている。いじめ行為は、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為である。このことを踏まえ、すべての生徒が安心して意欲をもって充実した高校生活を送れるよう日々の指導体制を定めいじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、同じく本校生徒である等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生する場合もあるため生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団から無視をされる
軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは「絶対に許されない行為」であり、理由を問わず「いじめる側が悪い」と認識する。
いじめは「どの生徒にも、どの学校でも起こる問題である」と認識する。
いじめの未然防止は「学校・教職員の最重要課題である」と認識する。

(3) いじめの構造と背景

「加害者（いじめる生徒）」「被害者（いじめられる生徒）」という二者関係だけでなく学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがる存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」がおりいじめを許容する雰囲気が形成される場合が多い。周囲の生徒の捉え方により抑止作用や促進作用となる。

2. いじめ防止のための校内体制等

(1) いじめ防止対策委員会の設置（別紙1）

いじめを未然に防止し早期に発見、解決するために、いじめ防止対策委員会を設置し組織的な取り組みを行う。

(2) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定（生徒、保護者、HPへの公開）
- ②年間計画と作成と実行
- ③いじめの未然防止（学校生活アンケート調査の実施と集計・分析）
- ④いじめへの対応（緊急対応、重大事態）

- ⑤いじめ対応の検証と見直し（学校評価、教員評価においても取り組みや達成度を評価する）
- ⑥配慮が必要な生徒への支援

(3) 運営

委員会は、年度当初及び年度末に開催するほか、必要に応じ随時委員長が招集する。必要に応じ、関係機関・専門家等の出席を求める。

(4) 年間計画

いじめ基本方針に沿っていじめ防止のための年間計画を定め、計画的に取り組む。（別紙2）
取り組みが、計画通りに進んでいるかどうか学校生活アンケート調査を実施し、いじめの対処がうまく行かなかったケースの検証などを行い学校評価項目とする。

第2章 いじめの防止について

1. いじめの未然防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりや予防的取り組みが最も重要である。そのために、どの生徒も被害者や加害者になりえることをすべての教員が認識し、連携して「いじめ防止」に努めなければならない。また教育、学習の場である学校が人権尊重を徹底し基本的な生活習慣や規範意識を高め豊かな人間性や社会性を育成していくことが重要である。地域においては、子供を温かく見守る環境づくりを進め、子供の孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図ることが大切である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識・帰属意識を互いに高める集団作りの活動
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動・道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係作り
- ・学校行事、ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・ホームルーム担任による教育相談の実施
- ・養護教諭により個別相談
- ・スクールカウンセラーへの相談

(4) 人権教育の充実

- ・いじめ根絶に向けた啓蒙活動（いじめ防止標語コンテストの実施等）
- ・講演会などの実施

(5) 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実
- ・ネットいじめ防止の理解と人権意識の高揚

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・保護者アンケート実施と情報提供
- ・ホームページを活用した積極的な情報発信

2. いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための最も重要なポイントは、早期発見、早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、大人が気づきにくい形で行われやすく、生徒から訴えることができないことが多い特性があることを認識し、生徒が示す小さな変化や些細な兆候を見逃すことなく発見し軽視することなく、積極的に早期対応をする。

(1) 情報の収集

観察による気づき、養護教諭からの情報、学校生活アンケート調査等の情報からいじめを早期に発見する。
(別紙3)

(2) 情報の共有

報告を徹底し、職員会議等で情報を共有する。また配慮を要する生徒の実態を把握し、次年度へ引継ぐ。

(3) 相談体制の整備

生徒や保護者に対して相談窓口の周知とともに、学校生活アンケート調査結果活用による個人面談を実施する。

第3章 いじめに対する措置

1. いじめへの対応

いじめにあった生徒への対応が最も優先されることは当然だが、いじめ行為に及んだ生徒の原因や背景を把握して、指導にあたることで再発防止となる。いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い謝罪する気持ちに至るような指導が必要である。また、いじめをうけた生徒については、その苦痛を理解し心配や不安を取り除けるような継続的な支援が必要である。そのうえで、生徒同士が豊かな人間関係の再構築する過程を支えていかなければならない。

(1) 事実確認

いじめが発見されたとき、委員長は委員会を招集する。委員会はいじめられた生徒、いじめた生徒等への事情聴取を通じて事実確認をし、全体の状況を客観的に明らかにする。

(2) 保護者への報告

委員会は、事実確認の結果を双方の保護者に報告する。その際、双方の保護者の間で争いが起きることのないよう、必要な措置をとる。

① いじめられた生徒の保護者への対応

複数の教員で対応し、じっくり話を聞き、学校は全力を尽くしますと言う決意姿勢を伝え、少しでも安心を与えられるように努める。

② いじめた生徒の保護者への対応

確認した事実について丁寧に説明し、いじめは誰にでも起こりうる可能性があることを伝え、生徒・保護者の心情に配慮する。生徒の言動が変わるよう学校として努力していくこと。その為には保護者の協力が必要であることを伝える。

③ 保護者同士が対立している場合など

学校が間に入り、関係調整の必要性がある場合もある。双方の和解を急がず、相手や学校に対する不満などを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。管理職が率先して対応することが有効な手段となる場合もある。

(3) 問題解決のための指導

再発防止のため、必要に応じて外部の専門家や関係機関の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

① いじめられた生徒への対応

いじめによる苦痛を理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜く強い決意をもって継続的に支援を行う。

② いじめた生徒への対応

「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を示し、いじめの背景や要因の理解に努め、他人の痛みを感じとることが出来るように根気強く指導し、これからの生活や生き方について考えさせる。

③ 関係する集団への対応

「見て見ぬふり」をすること、同調してはやし立てたりすることは、いじめを肯定していることと同じである。他人事ではなく、自分の問題として捉えさせ悪いことを毅然と止める等、先生に報告する勇気を持つことにより、いじめがなくなることを理解させる

(4) 関係機関等との連携

日頃から地域や関係機関等との連携を保ち、いじめ発生状況に応じて早期に連携し、対応する。

- ① 法人本部、青森県総務学事課との連携
- ② 警察との連携（心身や財産に重大な被害が疑われる場合、違法行為が確認された場合）
- ③ 福祉関係との連携（家庭の養育に関する指導助言、生徒の生活環境の把握）
- ④ 医療機関との連携（精神保健に関する相談、精神状況についての治療・指導助言）

2. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

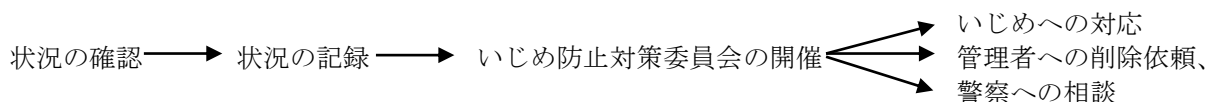
ネットいじめとは、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為や掲示板等に特定の個人情報を掲載する等の行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 早期発見と防止（保護者への啓発、フィルタリングの促進）
- ② 情報モラルの教育の充実
- ③ ネット 社会についての講話（防犯の実施）
- ④ ネット上の人権侵害情報に関する相談窓口の周知

(3) ネットいじめへの対応

被害者からの訴え、閲覧者からの情報提供、ネットパトロールからの情報提供等によりいじめの把握に努める。ネットいじめが確認された場合、直ちに削除の手立てを講ずる。名誉毀損、プライバシー侵害などがあった場合、法務局又は地方法務局に協力を求め、プロバイダに削除を求める。尚、生徒の生命身体又は財産に重大な被害の恐れが生じる場合は所轄警察署に通報し援助を求める。不当な書き込みへの対処は以下の通りとする。



3. 重大事態の対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合（生命）
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合（心）
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合（身）
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合（財産）
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間の欠席が 30 日以上程度の場合
 - ・ 連続して欠席している場合（状況に応じて判断）

(2) 重大事態の報告

重大事態発生の場合、又は重大事態が発生したと判断した場合は、速やかに法人本部ならびに青森県総務学事課（青森県知事）に報告する。

(3) 調査

重大事態の内容に応じて適切な専門家や関係機関と連携し、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。その際、重大事態になった要因がいつ誰から行われたどのような態様であったか、背景事情や人間関係はどうだったか、教職員はどのように対応したか等の客観的事実関係を可能な限り明確にする。

生徒や保護者からいじめによる重大な被害の申し立てがあった場合、「いじめが原因でない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。生徒や保護者からの申し立ては、

学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま「重大事態ではない」と断言できないことに留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒及び保護者へ情報については、関係者の個人情報に配慮し適切に提供する。

いじめの調査結果報告は、速やかに法人本部ならびに青森県総務学事課（青森県知事）に報告する。

4. いじめの解消

いじめの解消の判断は、以下の2つの条件を満たした場合とする。

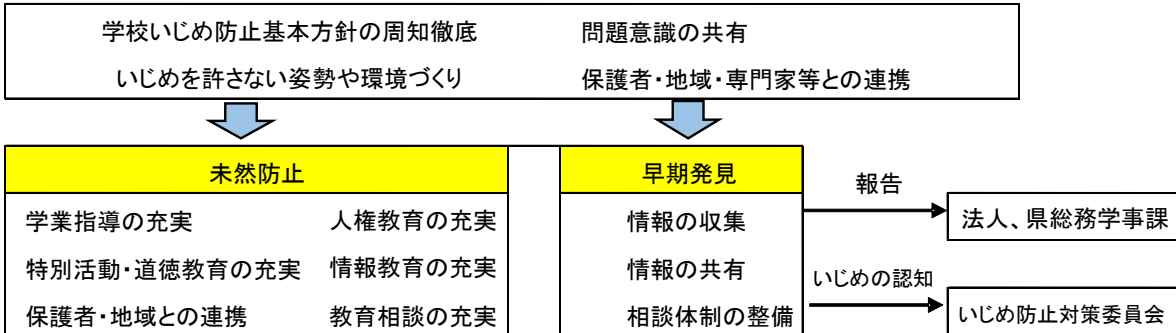
- ①いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること
- ②いじめをうけた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

平成26年	1月22日	制 定
平成29年	4月 1日	一部改正
平成31年	4月 1日	一部改正
令和 3年	4月 1日	一部改正
令和 6年	4月 1日	一部改正

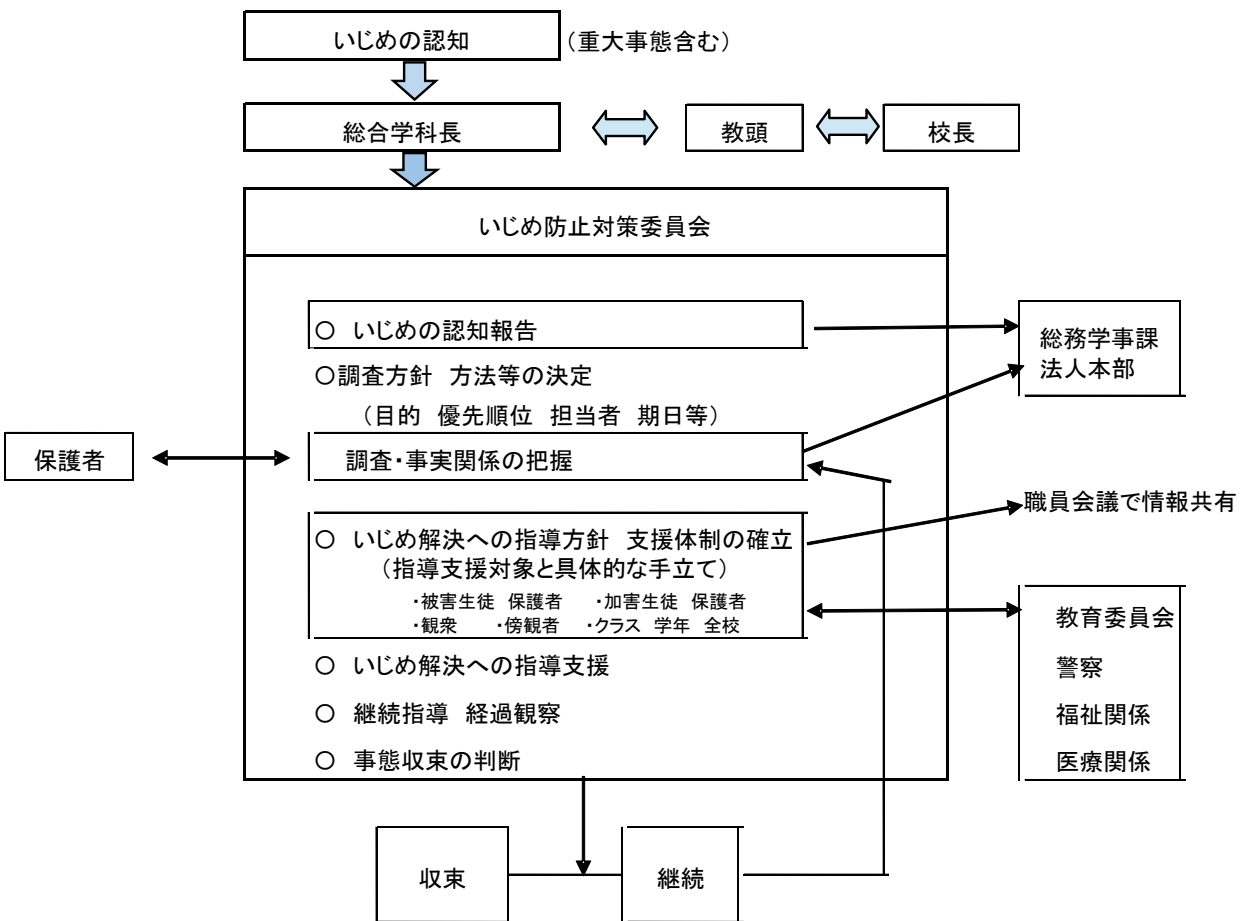
1 いじめ防止対策委員会

◆構成員	校長 教頭 総合学科長 学年主任 教育相談担当 養護教諭 関係教諭 スクールカウンセラー
◆取り組み	①学校いじめ防止基本方針の策定(生徒、保護者、HP への公開) ②年間計画と作成と実行 ③いじめの未然防止(学校生活アンケート調査の実施と集計・分析) ④いじめへの対応(緊急対応、重大事態) ⑤いじめ対応の検証と見直し(学校評価、教員評価においても取り組みや達成度を評価する) ⑥配慮が必要な生徒への支援

2 いじめの未然防止・早期発見の取り組み



3 いじめ発生時の取り組み



令和6年度 いじめ防止のための年間計画（実施）

月 日	担 当	内 容
4月4日	いじめ防止対策委員会	第1回いじめ防止対策委員会開催 ・学校いじめ防止基本方針の年間計画の確認 ・教職員へ「学校いじめ防止基本方針」の内容・年間計画説明
4月5日	総務部	学校いじめ防止基本方針をホームページへ掲載
4月17日	総合学科長 野辺地警察署生活安全課	スマホマナー教室の開催 ・インターネットや携帯電話によるトラブル回避や誹謗中傷行為等の防止
4月19日	P T A 総会	学校いじめ防止基本方針、年間行事、学校生活アンケート調査内容説明
4月22日	1 学年	新入生アンケートの実施 ・学校生活の様子を把握⇒実態、ニーズ確認、学年へフィードバック
5月 1日	生徒会 各学年	いじめ撲滅標語校内コンテストの開催 ・最優秀賞、優秀賞を選び、校内・教室に掲示
5月 7日	全学年	第1回学校生活アンケート調査の実施 ・結果の集約 いじめの有無確認
5月 9日	いじめ防止対策委員会	第2回いじめ防止対策委員会開催（調査結果報告） <u>（いじめ認知の場合は「いじめ対策委員会の開催」）</u>
5月27日	教務部	H y p e r - Q U の実施
7月23日	総合学科長 野辺地警察署生活安全課	夏季休業中の生活についての諸注意 安全教室（交通事故防止、スマートフォンの安全利用）の実施
7月 日	教務部	教員研修会の実施
8月21日	全学年	第2回学校生活アンケート調査の実施 ・結果の集約 いじめの有無確認
8月23日	いじめ防止対策委員会	第3回いじめ防止対策委員会開催（調査結果報告） <u>（いじめ認知の場合は「いじめ対策委員会の開催」）</u>
10月2日	全学年	第3回学校生活アンケート調査の実施 ・結果の集約 いじめの有無確認
10月4日	いじめ防止対策委員会	第4回いじめ防止対策委員会開催（調査結果報告） <u>（いじめ認知の場合は「いじめ対策委員会の開催」）</u>
10月11日	教務部	Q U の実施
12月20日	総合学科長 生徒会	冬季休業中の生活についての諸注意
1月14日	全学年	第4回学校生活アンケート調査の実施 ・結果の集約 いじめの有無確認
1月17日	いじめ防止対策委員会	第5回いじめ防止対策委員会開催（調査結果報告） <u>（いじめ認知の場合は「いじめ対策委員会の開催」）</u>
3月 6日	全学年（1年・2年次生）	第5回学校生活アンケート調査の実施 ・結果の集約 いじめの有無確認
3月12日	いじめ防止対策委員会	第6回いじめ防止対策委員会開催（調査結果報告） <u>（いじめ認知の場合は「いじめ対策委員会の開催」）</u>
3月19日	総合学科長	春季休業中の生活について諸注意
3月21日	いじめ防止対策委員会	第7回いじめ防止対策委員会開催 ・年間の取り組みの反省、次年度申し送り事項の確認

※生徒・保護者からの相談は、全職員が随時対応する。

※教育相談は、月2回実施する（スクールカウンセラー）

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で観察し、小さなサインをも逃さない。

登校時・SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 決められた座席と異なる席に着いている。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱したり、落書きが目立つ。 発言に対して、ひやかしやふざけた反応がある
休み時間など	一人でいることが多くなる 他のクラスで過ごすことが目立つ 衣服が汚れていたりしている。 保健室や図書室、トイレなどにいることが多い 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめてる生徒がいることに気づいたら。積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ポス的存在の生徒がいる。 真面目な子を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使う。

3 教室でのサイン

教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなどサインをも逃さない

嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。	筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。
---	---

4 家庭でのサイン

家庭の中でサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。	学校や友人のことを話さなくなる 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあつたりする。 遊ぶ友達が急に変わる。
---	--